

「お客様」が「引渡日」に了知していた又は了知していたはずである、特許その他の権利の侵害（「K-T」または「稲畑」も当該侵害を了知していたはずであり、且つ、「K-T」または「稲畑」が「お客様」への通知をしなかった場合は除きます）。

4.4 「お客様」による補償 「お客様」は、前項で定める状況において「稲畑」に対し提起されるすべての侵害請求から「稲畑」を防禦し、且つ、かかるすべての侵害請求について「稲畑」を補償するものとします。但し、次のことを条件とします：(i) 「稲畑」が当該請求に初めて気づいた日から15日以内に「稲畑」が「お客様」に対し書面での通知をすること、(ii) 「稲畑」が、当該請求を防禦し又は当該請求について和解する単独の権限並びに当該請求の防禦又は和解に対する単独の指揮権を、「お客様」の費用負担にて「お客様」に与えること、並びに(iii) 当該請求の防禦又は和解を処理するために「お客様」が要請する合理的なすべての情報及び援助を、「稲畑」が提供すること。

4.5 限定 「稲畑」は、「製品」を使って製造された物品の数量若しくは価額又は「製品」の使用量に直接又は間接に基づいて主張又は裁定された損害賠償金を支払うべき責任を負わないものとします。「稲畑」の補償義務に関連して「稲畑」が負う全責任は、いかなる場合でも、次のうちいずれか高い方の金額を超えないものとします：(I) 権利侵害にあたる「製品」の対価として「お客様」が支払ったか又は支払うべき金額の2倍に相当する金額、又は(ii) 200万米ドル。本条は、第三者が有する「財産権」の侵害について「稲畑」が負う全責任、及びかかる侵害について「お客様」に与えられる唯一の救済を定めています。

5. 責任の限定

5.1 限定 いずれの当事者も、付随的損害、特別損害、間接損害、偶発的損害、収益若しくは収入の逸失、データの喪失又は保険の費用についての賠償責任を、いかなる場合でも負わないものとします。製品若しくはサービスから生じた又は製品若しくはサービスに関連して生じた賠償請求について「稲畑」が負う責任は、当該損害を主として招いた製品又はサービスの対価として「お客様」が支払った又は支払うべき代金にあたる合計額を超えないものとします。いずれの当事者が負う責任も、いかなる場合でも、合計100万米ドルを超えないものとします。

5.2 適用範囲 前項（限定）に定める責任の限定は、契約、不法行為（過失を含みますが、これに限りません）又はその他の法理から生じたかを問わず、また、責任理論にかかわらず、一切の損害に適用されるものとし、当該損害の生じる可能性が当事者に通知されていた場合であっても一切の損害に適用されるものとし、且つ、この「総合約款」又は個々の製品に固有の約款のもとで当事者が受けることのできる限定的救済が、その基本的目的を達し得ないか否かにかかわらず、一切の損害に適用されるものとします。前項（限定）に定める責任限定は、本「契約」上の補償義務、守秘義務又は法令の遵守義務に関しては適用されないものとします。

6. 情報

6.1 秘密保持 「情報受領者」は、自己の機密情報を保護するために自己が扱うのと同程度の注意（但し、いかなる場合でも、合理的な注意に満たない注意であってはなりません）を払って、「情報所有者」の「機密情報」の秘密性を保持するものとします。「情報受領者」は次のことをしないものとします：(i) 「情報受領者」が「契約」上負っている義務を履行するために当該「機密情報」を知っている必要があり、且つ、当該「機密情報」を秘密扱いすべき非開示義務に拘束されている自己の組織内の者に対して開示する以外に、「情報所有者」の「機密情報」をいかなる者にてであれ開示すること、並びに(ii) 「情報受領者」が負っている義務の履行のため又は「情報受領者」が「契約」上有する明示的権利の行使のために必要な場合を除いて、「情報所有者」の「機密情報」を使用すること。

6.2 財産権 「お客様」は、すべての「稲畑 側情報」及び「お客様側寄与物」を、「稲畑」が第6条における「情報所有者」である「機密情報」として取り扱うものとします。「お客様」は、「お客

様側寄与物」を「稲畑」と共有すべき義務を負わないものとし、「お客様」の単独の裁量で、(i) 「お客様側寄与物」を秘密にしておくこと、(ii) 「お客様側寄与物」を「稲畑」に開示することもできます。但し、ある特定の「お客様側寄与物」に対する特定の権利を保持することを「お客様」が希望する場合には、「お客様」がその旨を「稲畑」に通知し、且つ、かかる状況のもとで「お客様」が開示することを「稲畑」が希望するということを「稲畑」が「お客様」に対し書面で確認するまでは、「お客様」は、当該「お客様側寄与物」を「稲畑」に開示しないものとします。「お客様」が、かかる通知及び「稲畑」からの書面での確認なしに「お客様側寄与物」を（例えばフィードバックの提案若しくはメンテナンス若しくは改良の求めに関連して）「稲畑」に開示し、又は（例えば「稲畑」の書面による許可を得て若しくはこの「総合約款」に違反して）第三者が開示する場合には、「お客様」は、かように開示される「お客様側寄与物」に対する権原、所有権並びにすべての権利及び利益（すべての「財産権」を含みますが、これに限りません）を、法律上許される最大限度まで「稲畑」に譲渡するとの撤回不能の承諾をし、また、「お客様」は、法律上許される最大限度まで、かかる権原、所有権、権利及び利益を「稲畑」に対しここに譲渡します。かかる譲渡にもかかわらず、「お客様」は、「契約」の定めるすべての制限及び制約のもとに、「稲畑」から受領した「稲畑 側情報」と同一の用法ですべての「お客様側寄与物」を内部使用することができます。この「総合約款」には適式に署名された書面に別段の明示的定めがある場合を除き、「稲畑」は、「K-T 側情報」及び「お客様側寄与物」に対するすべての権利を留保します。

6.3 返却 「機密情報」が「契約」上の義務の履行又は「契約」上の権利の行使に必要でなくなったときには、「情報受領者」は、「情報所有者」の書面での要請があれば、すべての「機密情報」及びその一切の写しを速やかに破棄又は返却しなければなりません。「情報受領者」は、「情報所有者」からの要請を受けた後30日以内に本項を遵守していることの証明書提出することに同意します。

7. 準拠法の選択及び仲裁

「契約」及び関連する両当事者間の一切の紛争（以下「紛争」といいます）は、法の抵触に関する原則を除き、また、国際物品売買契約に関する国連条約（CISG）を除き、日本法に準拠するものとします。すべての「紛争」は、仲裁法及び日本商事仲裁協会（JCAA）の商事仲裁規則に従って選定された3名の仲裁人の面前での、同規則に従い、英語で、日本国東京で行われる拘束力ある仲裁により、終局的に解決されるものとし、仲裁人は、いずれかの当事者の求めがあれば、事実問題に関する裁定根拠及び法律問題に関する裁定理由を記載した意見書を英語で提出するものとします。かように選定された仲裁人は、仲裁適格の有無の問題について判断を下す権限を有するものとします。仲裁人は、補償的損害賠償金を裁定する権限を有するものとし、懲罰的損害賠償金を裁定してはなりません。両当事者、その代表者、その他の仲裁参加者及び仲裁人は、仲裁裁判の存在、主題及び結果を秘密にしておくものとします。上記にかかわらず、いずれの当事者もその単独の裁量で、一切の管轄裁判所において仮差押及び仮処分を申し立てることができます。「紛争」において一方当事者が他方当事者を相手取って提起した法的手続において勝訴した側の当事者は、自己に発生した争訟費用（訴訟手続又は仲裁手続の費用及び合理的な弁護士報酬を含みますが、これらに限りません）を回収することができるものとします。

8. 雑則

8.1 法令の遵守 各当事者は、米国の輸出管理法規を含め、適用されるすべての法律を遵守するものとします。「お客様」は、米国政府及び外国政府の承認なしに「製品」又は「稲畑 側情報」を輸出又は再輸出してはならず、「お客様」は、「お客様」による輸出管理法規の違反から生じる一切の訴えから「稲畑」及び「K-T」を防護し、且つ、かかる一切の訴えについて「稲畑」及び「K-T」を免責・補償するものとします。

8.2 書面形式 一切の通知、及び「契約」の一切の変更又は改定は、以下に掲げる条件が満たされていない限り無効であるものとします：(i) 通知が書面でなされ、且つ、ファクス又は料金前払いの書留郵便若しくは配達証明郵便で送付されること、並びに(ii) 変更又は改定が書面でなされ、且つ、適式に授権された両当事者の代表者によって署名されること。「稲畑」の販売担当者又は技術担当者によってなされた表明は、適式に授権されている「稲畑」の役員により書面をもって追認されない限り、法的効力を有さないものとします。さらに、「稲畑」への通知は、この「総合約款」の前文に記載する住所又は「稲畑」が通知の宛先として「お客様」に対し書面をもって指定したその他の住所において受領されない限り無効です。**8.3 日付及び日程** 別段の明示的定めがない限り、日付に関する記述はすべて暦日とします。ある特定の日の法的拘束力を有することに、適式に授権されている「稲畑」の代表者が、適式に署名された書面において明示的に同意しない限り、積出し予定日、引渡し予定日、その他の予定日はすべて、拘束力のないおおよその期日です。

8.4 権利放棄の不成立 いずれかの当事者がいずれかの権利又は請求権を行使若しくは実行せず、又は行使若しくは実行が遅れても、適式に授権されている代表者によって署名された明示的放棄書を当該当事者が発行しない限り、かかる不行使若しくは不実行、又は行使遅延若しくは実行遅延は、当該権利又は当該請求権の放棄にあらず、また、当該権利又は当該請求権をその後に実行又は行使することのできる当該当事者の権利に影響しないものとします。

8.5 譲渡及び委任 「お客様」は、「稲畑」に対する「お客様」の権利を譲渡することができません。任意の譲渡が法令の適用による譲渡にかかわらず、（なされたとされる）いかなる譲渡も、「稲畑」が書面による事前の同意をしていない限り無効です。「稲畑」によって与えられる一切の保証は、(i) 移転不能であり、「お客様」のみの利益となるものであり、(ii) 保証の対象とされる「製品」を「お客様」が第三者に再販売又は譲渡する場合には、直ちに失効するものとします。「稲畑」は、「稲畑」が有する権利を譲渡し、「稲畑」が負担している義務を委任することができます。

8.6 支払不能 いずれかの当事者が(i) 支払不能になり、(ii) 事業活動を停止し、又は(iii) 自己破産申立てをし若しくは破産を申し立てられた（但し、申立てが30日以内に却下されなかった場合に限り）場合には、相手方は、一切の注文の未履行部分を違約罰なしに直ちに取り消すことができます。

8.7 不可抗力 ストライキ、火災、洪水、政府機関による措置、命令若しくは制限、サプライヤーの懈怠、又は義務の不履行若しくは履行遅延のある側の当事者の合理的支配が及ばないその他の理由（前記の事由に類似するか否かを問いません）により義務の履行が不能になり又は遅延した場合に、いずれかの当事者の不履行又は履行遅滞も免責されるものとします。但し、支払義務についてはこの限りではありません。「製品」を「稲畑」に供給する業者が、かかる不可抗力事由によって限定される場合、「稲畑」は、利用できなくなる供給高を、適当だと「稲畑」がその単独の裁量で判断する方法で配分する権利を有するものとします。本項を理由に停止され又は履行されない納入は、責任の発生を伴わずに取り消されるものとします。但し、納入済み「製品」についての支払義務は影響を受けず存続するものとします。

8.8 可分性 書面による「契約」中のいずれかの規定が、適用法令のもとで全部又は一部が違法、無効又は執行不能であると判断された場合、当該規定又はその該当部分は、それが違法、無効又は執行不能である法域に関しては、それが違法、無効又は執行不能である範囲で効力を有さないものとし、また、当該規定又はその該当部分は、両当事者の意図に沿って最大限の効力を与えられよう、法令に適合させるために必要な範囲で修正されるものとみなされます。当該規定が当該法域で違法、無効又は執行不能であることは、「契約」中の他の規定の、他の法域における適法性、有効性又は執行可能性に対し、いかなる影響も及ぼさないものとします。